



長崎県事業継続緊急サポート事業

月次支援金無料相談会

緊急得報!

売上高減少対策のアドバイスも行います

今年の8月～9月の売上が 2020年（又は2019年）の同月の
1/2以下となった県内中小企業者の皆さま
月次支援金を申請してみませんか？

【申請額】

個人事業者 上限 **10万円/月**（最大2か月分で**20万円**）

中小法人 上限 **20万円/月**（最大2か月分で**40万円**）

※緊急事態措置は全国的に解除されましたが、本県の「まん延防止措置区域」指定（8～9月）に伴い、コロナ対策給付金の対象が大幅に拡大、申請しやすくなりました。経営安定化のため活用をお勧めします。

【対象】

※対象外：休業や時短要請に伴う協力金対象の飲食店等は対象外です

(1) 《売上要件》

コロナ禍で2021年8月・9月の売上げが2020年（又は2019年）の同月の1/2以下の県内全域の中小企業者

（白色申告、新規開業者は、比較する年の月平均売上の1/2以下）

(2) 《取引要件》

- ① 飲食店と直接・間接に取引がある事業者
- ② 県内の個人顧客に直接・間接に販売やサービスの提供を行っている事業者

【申請期限】

8月分は、2021年**10月末まで** **(締切間近!)**

9月分は、2021年**11月末まで**

【相談会】

2021年10月15日（金） 9：00～17：30 **(1企業90分×5)**

島原商工会議所会議室（島原市高島2丁目1718）

※ 申請に必要な事前確認も実施

【申込先】

(一社) 長崎県中小企業診断士協会

〒 850-0862 長崎市出島町 1-43 ながさき出島インキュベータ 302

TEL : 095-832-7011 FAX : 095-832-7012 Mail: pres@shindan-nagasaki.jp

申込書

2021年 月 日

企業名		所在地	
電話番号		担当者	
希望時間	① 9：00 ② 10：30 ③ 13：00 ④ 14：30 ⑤ 16：00		

【ご用意いただくもの】 ※添付書類として電子データ化

- ① 確定申告書：2019年+2020年(収受日付印) (e-Tax ⇒ 受付日時印字 OR 受信メール)
収受日付印がない場合：税務署で閲覧申請を行い写真に保存
- ② 売上台帳：2021年の8月、9月の売上帳(手書可、記載事項：売上帳,事業者名,年月)
- ③ 宣誓・同意書：代表者自署の宣誓・同意書(ダウンロード⇒印刷⇒署名⇒撮影⇒添付)
- ④ 本人確認書類 ・ 個人事業 運転免許証(両面)、マイナンバーカード(表面) など
・ 中小法人 履歴事項全部証明書(3ヶ月以内発行)
- ⑤ 通帳 (支援金受取用)

【取引情報について】

取引要件に応じ取引先(売上先 又は 仕入先)を入力します

- ① 飲食店との取引がある場合
⇒ 売上先の取引情報
- ② 個人を顧客にしている場合
⇒ 仕入先の取引先情報

※ 取引先情報とは、取引先が

法人の場合 ⇒ 法人番号+電話番号

個人事業者の場合 ⇒ 屋号+〒住所+電話番号

※ 本事業は、**長崎県**の事業です。(実施：長崎県中小企業診断士協会)

※ 申請できるまで**無料で支援**します。

個別の訪問相談も可能です。

申請後、修正依頼があった場合も、**相談無料!**

※ 詳細は、「緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る月次支援金の詳細について(2021.9.8 中小企業庁)」をご参照ください